

給与勧告等の要旨

平成20年10月10日
福井県人事委員会

○ 本年の給与勧告等のポイント

- ① 月例給、ボーナス（期末・勤勉手当）ともに改定なし
- ② 医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定
- ③ 納入構造改革の着実な実施
　　地域手当について、県外勤務地等における支給割合を改定

1 公民の給与較差等に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

- ・企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所382事業所のうち、無作為に抽出した102事業所を対象に調査し、民間と職員（行政職）の4月分給与をラスパイレス方式で比較（職種、役職段階、年齢、学歴が同じ者同士を比較）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
386,919 円	386,895 円	24 円 (0.01%)

- ・ボーナスの民間の支給割合（昨年冬+本年夏） 4.50 月 で職員と均衡
- ・政府は、労働者生活に経済成長の成果が十分に波及していないことを指摘。本年8月の安心実現のための緊急総合対策において、賃金の確保に向けた環境づくりとして経済界への賃金引上げの要請が挙げられており、今後の民間の動向を注視

(2) 給与改定の内容

- ・公民較差の状況、人事院勧告の内容等を考慮し、月例給、ボーナス（期末・勤勉手当）とも改定なし
- ・医師給与について、病院等における勤務医の確保が社会的な問題となっており、適切な給与水準を確保するため、人事院勧告に準じて初任給調整手当を引上げ

（平成21年4月1日実施）

2 給与構造の改革

- ・平成18年度に新設された地域手当について、国家公務員との均衡を考慮し、引き続き県外勤務地等における支給割合を計画的に改定
- ・勤務実績のより適切な給与への反映を行っていくため、新たな人事評価制度の実施について、引き続き取組みを進めることが必要

3 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、現在、文部科学省等において見直しが行われておりますが、本県においても、他の都道府県の取組み等を踏まえ、適切に対応することが必要

4 紹介以外の勤務条件

報告のむすびにおいて、次の事項について言及

(1) 適正な勤務時間の確保

ア 職員の勤務時間

本年の人事院勧告において、国家公務員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定する勧告がなされたことを受け、本県においても、国および他の都道府県の対応状況を注視し、検討していくことが必要

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における取組み、職員自身による事務の簡素・効率化、職場管理者における業務の進捗状況の把握などが必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理

国家公務員同様、本県においても、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる新たな人事評価制度の実施について、引き続き検討し推進していくことが必要

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、職業生活と家庭生活の両立支援が重要

(4) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康管理は、公的サービスの効率的かつ的確な提供という観点からも重要

(5) 公務員倫理の確保

職員には、公務員倫理の確保が強く求められ、全力をあげて職務に取り組み、県民の信頼と期待に応えていくことが必要

(6) その他

人事院報告にある公務員の高齢期の雇用確保策の検討状況について、今後の動向を注視